

平成 24 年 11 月 27 日
消費者委員会

「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項（案）

建議事項（平成 24 年 2 月 28 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 24 年 11 月 27 日）	確認したい事項
<p>1 公共料金の問題に対する取組の推進（建議事項①） 消費者庁は、公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、以下の取組を行う必要がある。</p>		
<p>(1) 消費者庁は、消費者委員会と連携して所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況についてのフォローアップを速やかに実施し、その結果を公表すること。</p>	<p>(1) について 「消費者基本計画」の一部改定（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）において、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性を確保するための取組等、公共料金への取組を強化することとされた。 消費者庁では、消費者委員会及び公共料金等所管省庁（以下「所管省庁」という。）と連携しつつ、この基本計画の実施の一環として、所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況のフォローアップを行う予定である。 今後速やかに、消費者委員会及び所管省庁と具体的な内容を検討し、取り組むこととする。 消費者庁では、今年 2 月に「公共料金に関する研究会」（以下「研究会」という。）を立ち上げ、消費者団体を含めた有識者に、料金改定の手続と継続的な検証、公共料金の水準や内容、消費者への分かりやすい情報の公開等、公共料金の決定の在り方について、多方面にわたり御議論いただいた。4 月には「中間取りまとめ」が行われ、これを所管省庁に提示し、中間取りまとめで提言された措置の実施を要請した。 ○消費者基本計画（67-2 抜粋） 【具体的施策】 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。 ①所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ②公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	<p>公共料金問題に関しては、11月13日の消費者委員会で公共料金等専門調査会（以下「専門調査会」という。）が設置され、今後は、この場を活用し、消費者庁の協力も得て、調査審議を行っていくこととしている。 建議の（理由）で、「平成 21 年度以降、消費者庁により十分なフォローアップが行われた状況は確認できなかった。」とあるが、今後のフォローアップの具体的な実施スケジュールを提示願いたい。 また、フォローアップの定期的な実施について、どのような見通しを持っているか報告願いたい。</p>
<p>(2) 消費者庁は、消費者基本計画のフォローアップの一環として、所管省庁における審議会委員の選任状況について確認を行っているところ、消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が実際に委員として登用されているかという視点からの確認も行うこと。</p>	<p>(2) について ・審議会委員の選任に当たって、必要に応じて消費者団体からの委員の選定を各省庁が円滑に行えるよう、団体の名称、所在地、代表者、団体の概要等をまとめた「平成 23 年度消費者団体名簿」を各省庁に配付した。 ・各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合には、消費者庁が運用する消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用して協力することとし、その旨の事務連絡を各省庁に送付した。</p>	<p>検討状況を確認するため、審議会委員の選任状況について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で提出願いたい。</p>
<p>(3) 消費者庁は、消費者の視点に立って、物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議を的確に行うこと。</p>	<p>(3) について 物価担当官会議申合せ（平成 23 年 3 月 14 日）において、所管省庁が公共料金の認可等をするに当たっては、消費者庁と協議を行うこととしている。 具体的には、消費者庁では、上記の「中間取りまとめ」を踏まえて、先般の東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）による電気料金の値上げ認可申請の対応において、経済産業省に対して要請を行い、消費者の参画、公聴会開催、情報提供等の料金決定プロセスにおいて改善が図られた。また、協議に当たっても、「中間取りまとめ」に盛り込まれた考え方が十分に反映されるよう努めた。 研究会では、公共料金の在り方について、多方面にわたり御議論いただき、11 月には最終報告が取りまとめられた。今後、消費者庁では、所管省庁との協議に当たってはこの提言を踏まえ、適切に実施していく予定である。</p>	<p>東京電力による電気料金の値上げ認可申請において、消費者の電気料金の決定過程への参画の状況、情報提供の状況を経済産業省に確認し、適切に協議を行ったことは評価されることである。 この貴重な知見を活かし、協議に関する手続き規定（必要に応じた消費者団体等から意見聴取を含む）の整備状況について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で報告願いたい。</p>

<p>(4) 消費者庁は、消費者委員会と連携して、従前物価安定政策会議において整理された課題のほか、公共料金に関する最近の議論の状況と技術革新の状況等も踏まえ、消費者、学識経験者、事業者、所管省庁等から幅広く意見を聴取する等の方法により、以下の課題について検討を行うこと。</p>		
<p>ア 情報提供すべき情報の範囲と方法</p>	<p>(ア) について 研究会では、以下の提言がなされた。 ○料金の改定手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報には、規制当局や実際に手続に参画する消費者が適切に内容を評価できるよう、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引、連結会計情報が含まれるべきであること、 ○事業者は、ホームページで情報提供を行っているケースが多いが、個々の消費者における情報アクセス能力の格差への対応も重要な課題とし、アクセスが困難な消費者（例えば高齢者や障害者）に対する適切な情報提供が求められること、 ○必要に応じ規制当局、消費者庁等は公共料金に関する相談窓口を設置することを検討すべきこと、 消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、提供すべき情報の範囲と方法について検討していく。 なお、消費者庁では、「中間取りまとめ」を踏まえて、先般の東京電力の値上げ認可申請の対応において、経済産業省に対して、新料金体系への移行に向けた情報提供の実施状況等を確認させ、また、フォローアップ審査の実施により継続的に料金の妥当性を点検させるべきである旨意見し、経済産業省から適切な情報開示の在り方を検討、実施するとの回答を得た。</p>	<p>検討状況を確認するため、情報提供すべき情報の範囲と方法について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で提出願いたい。</p>
<p>イ 消費者（利用者）の意見を反映させるための方策</p>	<p>(イ) について 研究会では、消費者の参画が実質的に図られるようにするため、以下の提言がなされた。 ○原則として公聴会を開催すること。あるいは一定の場合には、消費者の求めに応じ公聴会を開催すること。また、開催回数や場所に十分に配慮し、審議を公開すること、 ○公聴会等において、事前に十分な検討ができるよう、関連資料の提供に時間的余裕をもって行うこと。参加者への通知に時間的余裕をもって行うこと、 ○公聴会等において、質疑応答の機会を設けること。また、事業者が出席し、参加者の求めに応じ必要な情報をタイムリーに提供すること、 また、消費者基本計画において、公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保を具体的施策として掲げている。 先般の東京電力の値上げ認可申請にかかる経済産業省の対応においても、消費者参画の実施がなされているところだが、消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、消費者の意見を反映させるための方策を検討していく。</p>	<p>建議事項1（2）と同様。</p>
<p>ウ 公共料金について消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性</p>	<p>(ウ) について 消費者庁では、公共料金の効率的かつ効果的な検証のため、消費者委員会と一元的に運営できる体制について検討を進め、今般、消費者委員会の下に公共料金等専門調査会が設置されることとなった。建議の指摘どおり、消費者の視点からチェックするための活発な調査審議が行われることを期待する。 消費者庁としても、同調査会の調査審議に協力しつつ、外部有識者の専門的な知見も一層活用することにより、公共料金を効率的かつ効果的に検証していく。 また、研究会では、公共料金を消費者の視点からチェックするため、同種又は類似のサービスに関する事業者間・地域間の比較対照情報について、情報提供を進めるべきとし、これを通じて消費者の理解を得るよう努めるべきと提言がなされた。 この提言等を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、消費者の視点からのチェックの在り方について、検討に取り組んでいく予定である。</p>	<p>公共料金問題に関しては、11月13日の消費者委員会でも専門調査会が設置され、今後は、この場を活用し、消費者庁の協力も得て、調査審議を行っていくこととしている。</p>

<p>エ デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方（例えば、第三者機関からの「値下げ」の要請や消費者団体等からの「値下げ」の求め等の仕組み）</p>	<p>（エ）について 研究会では、料金の事後的・継続的検証の実施のため、事業者及び規制当局は、事後的検証にも資するよう料金改定時の認可申請書類等料金の算定のもとになったデータを原則として全て公開すべきとし、また、事後的な検証の過程においても、消費者の参画を可能とする手続上の工夫がなされるべきであると提言がなされた。 また、消費者基本計画において、据置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施を具体的施策として掲げている。 消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として取り組んでいく予定である。 また、上記アと同様、先般の東京電力の値上げ認可申請に係る経済産業省との協議においては、新料金体系への移行に向けた情報提供の実施状況等を確認し、また、事後の適切な情報開示等について意見し、経済産業省から適切な情報開示の在り方を検討、実施するとの回答を得た。</p>	<p>検討状況を確認するため、今後、専門調査会の場合を活用し、公共料金等を所管する省庁の公共料金等変更命令の根拠となる法令の該当条文の一覧を、最新のものに整理したうえで提出願いたい。また、公共料金等変更命令を発動する要件について、公共料金等を所管する省庁の整備状況について報告願いたい。</p>
<p>オ 公共料金の審査等における原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方</p>	<p>（オ）について 研究会では、規制当局は、事情に応じて原価として認める費用やその水準に関する基準（「審査要領」等）を作成・公表し、ルールの特明確化、透明性を図るべきと提言がなされた。 消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、公共料金の審査等における原価の査定が厳正に行われる仕組みを検討していく。</p>	<p>検討状況を確認するため、今後、専門調査会の場合を活用し、公共料金等を所管する省庁の審査要領の策定状況を報告願いたい。</p>